

2 廃棄物の発生抑制、リサイクル率の向上に向けた取組

(1) 廃棄物の発生抑制

廃棄物は、まずその絶対量を減らすことが資源節約の面からだけでなく、費用負担の面からも強く求められています。

そのため、市場内の排出事業者が廃棄物の発生抑制と適切な分別排出に努めることが大切です。また、市場外からのごみの持込みと不法投棄が横行しており、これらの対策として次の取組を強化していく必要があります。

① 市場と業界が廃棄物対策について検討していく場の設置

廃棄物対策を効果的に進めるためには、市場と業界が廃棄物対策について協力して継続的に取組んでいくための場が欠かせません。業界との検討会が設立されていない市場についてはできるだけ早期に検討会を設置し、市場と業界が協力して取り組んでいくことが求められます。

② 廃棄物を発生抑制する具体的取組の強化

廃棄物の発生抑制のためには、手数料込みの専用ごみ袋・処理券による回収が有効であるため、取り組んでいない市場では導入を検討すべきであり、ごみの排出について市場と業界が協力して個別事業者巡回指導を行うことも有効であると考えられます。

③ 持込ごみ・不法投棄の監視体制の整備

市場外からの廃棄物の持込みと不法投棄には、市場と業界が一体となって監視体制を整備し、持込みごみは違反行為であることを徹底して周知するとともに、違反行為を行う者に対しては注意・指導、警告、処分など厳しい姿勢で臨む必要があります。

④ 管理可能な廃棄物集積所の整備等

容易に廃棄物を持ち込むことができたり、不法投棄したりしやすい集積所であれば、まずそうした環境を改めることが大切です。そのため、管理可能な廃棄物集積所であるかどうか点検し、不法投棄を誘引することにならないように整備していかなければ解決しません。

(2) リサイクル率の向上(食品リサイクル法の対象とならないもの)

省資源と廃棄物の発生抑制のためにも、リサイクル率を向上させることが必要です。

市場の廃棄物集積場に排出される廃棄物の中には、一度限りの使用で廃棄されるものが多く、特に、ビニールラップやPPバンド等の梱包材は、一度の使用でそのまま廃棄物となっています。

廃棄物リサイクル取組の原点は分別ですが、市場物流を観ると取扱商品の梱包関係のリサイクルに向けた改善の余地が見受けられます。

① 通い容器の使用拡大

青果部では、商品の輸送容器として通い容器が一部で使用されており、産地から小売店まで何度も往復して使用されています。

これまで、ダンボールなどによって輸配送されている商品についても、可能なものからその普及拡大を図っていく必要があります。



集積された通い容器

② 木製パレット

木製パレットは、繰り返し使用された後にベニア板の材料や製紙原料等に再生利用されていますが、近年軽量パレットの使用が増えてきました。軽量パレットは耐久性に欠け、大半はすぐに壊れて再使用が困難になります。

木材が貴重な資源であることを考えると、軽量パレットではなく、繰り返し使用が可能な木製パレットやプラスチックパレット等の利用を進めていく必要があります。

また、使用できなくなったパレットについては、修理再生して再使用することを積極的に検討すべきです。再生利用は、廃棄物の減量となるだけでなく、新規投入の費用も省けるため、他の産業においては、従来から再生修理して繰り返し使用されています。

使用できなくなったパレットは、専門業者が回収して粉碎し、チップ状にしたあとに、ベニア板としてリサイクルされています。



耐久性に欠ける軽量パレット



木製パレット



集積場に集められた発砲容器

③ 発泡スチロール容器、ビニールラップ類

発泡スチロール容器は、軽量で保温効果に優れるため、特に水産物部で大量に使用され、場内の廃棄物処理団体が処理しています。処理にあっては、市場内に導入されている発泡処理装置によって溶融・固化し、インゴットにしたものを専門業者に売却している市場（築地、大田、淀橋、足立、板橋、世田谷、葛西）と、場外への搬出及び処理を委託している市場（豊島、北足立、多摩ニュータウン）とがありますが、いずれの場合にも、ビデオカセットケースや海外に輸出される電化製品のボディー等としてリサイクルされています。また、ビニールラップやPPバンドは一部の市場では別途収集し、再生資源として利用しているところもありますが、他の市場ではほとんど産業廃棄物として処理されています。

今後は、市場内に散乱している発泡スチロールをできるだけ少なくしてリサイクルに回るようにすることと、ビニールラップやPPバンドの再資源化に取り組む必要があります。

④ その他リサイクルされているもの

包装に用いられている段ボール類は古紙として回収され、再度段ボールや古紙の原料として使用されています。

また、ビンやカンについても、再生利用されています。いずれの場合も、専門の事業者がリサイクルを行っています。

(3) 食品リサイクル法への適正な対応

食品リサイクル法とは、食品の売れ残りや食べ残し、又は食品の製造過程における大量の食品廃棄物について、その発生抑制と減量化によって最終的に処分される量を減少させ、これらを飼料や肥料の原材料として再生利用するために作られた法律で、平成 13 年 5 月に施行されました。

卸売業者や仲卸業者等を含む食品関連事業者に対し、平成 18 年度までに、食品廃棄物の再生利用等の実施率を 20% 以上に向上させることが義務づけられています。この実施率は、個々の食品関連事業者が達成する必要があります。（資料Ⅳ参照）

東京都は、市場の開設者として、今後とも新しい技術等を市場関係業者へ普及啓発していくとともに、廃棄物の減量や再生利用に向けた取組の支援をしていきます。

① 魚のあら、魚腸骨

マグロなどの大物は、事業者自らが飼料、魚油などへの再資源化を実施しているほか、専門の事業者によってペットフード等の飼料としてもリサイクルされています。

魚腸骨のリサイクル利用についてはいつから実施されているのか定かではありませんが、戦後間もない頃から行われていたといわれています。

② メタン発酵によるバイオマス発電

築地市場青果部の廃棄物処理団体（築地市場青果連合事業協会）では「野菜くずなどの生ゴミを利用して発電するシステム」について、試験導入しています。これは、青果部で発生する生ゴミの一部を液状化し、場外の発電施設に運搬し、バイオマス発電として実施するものです。この事業では、生ゴミとその他のゴミを分別することが成否を握る鍵となっています。

また、大田市場では、平成 18 年 3 月からバイオマス・リサイクル技術を活用する城南島スーパーエコタウン事業者への生ゴミの持ち込みを決めています。

③ コンポスト化事業の試行

廃棄物を再生利用するため、平成 12 年度には板橋市場で野菜くずの、13 年度には築地市場で魚くずのコンポスト化実験事業を実施しました。

しかし、電気や機械の設備等のランニングコストがかかることや、成分調整の必要性などがあり、結果として処理費用が非常に高くなることがわかりました。また、発生する生ごみの量が多いため、コンポストの引き取り先の確保が困難であるなどの課題も明らかになったため、実用化するには至っていません。